

特別支援教育就学奨励費を申請される保護者様

大阪市教育委員会

特別支援教育就学奨励費の申請について（通常の学級用）

通常の学級に在籍している児童生徒について、特別支援教育就学奨励費（申請理由：学校教育法施行令第22条の3に規定する「障がいの程度」（裏面参照）に該当）を申請する場合には、「特別支援教育就学奨励費申請書」のほかに、基本的には「身体障がい者手帳（コピー）」又は「療育手帳（コピー）」の提出が必要です。

ただし、「身体障がい者手帳」又は「療育手帳」の交付を受けておられない場合は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当していることが確認できる医師の「診断書」を提出していただきます。

医師の「診断書」を提出される場合は、別紙の「大阪市特別支援教育就学奨励費制度にかかる診断書の作成について（依頼）」及び「診断書（用紙）を医療機関にお持ちいただき、診断書の作成を依頼してください。

【注意事項】

「身体障がい者手帳（コピー）」「療育手帳（コピー）」「診断書」のいずれもない場合は、特別支援教育就学奨励費の申請はできません。

「診断書」により、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当していることが確認できない場合は、特別支援教育就学奨励費の支給対象者になりません。

「診断書」の作成にかかる費用は、保護者様のご負担になります。

次の場合は、特別支援教育就学奨励費の支給費目のうち、通学費、交流学習交通費及び職場実習交通費（対象は中学校及び義務教育学校後期課程のみ）が支給対象です。ただし、就学援助を受けておられる方についてのみ、就学援助の「学用品・通学用品費」の支給額が、特別支援教育就学奨励費の支給額を下回る場合は、その差額を支給します。

特別支援教育就学奨励費の申請に当たっては、あらかじめ学校に支給内容を確認するなど、ご注意ください。

- ・ 就学援助を受けておられる場合
- ・ 生活保護法による教育扶助を受けておられる場合
- ・ 就学奨励費の支弁区分が 段階の場合

「令和7年度（2025年度）特別支援教育就学奨励費のお知らせ」をご覧ください。
なお、支弁区分の確認後に「診断書」を提出することもできます。

<お問合せ先>

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター

事務管理担当（就学支援グループ） 電話：06-6115-7641

学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度

区 分	障 が い の 程 度
視覚障がい者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難(1)な程度のもの
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい者	<p>1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
肢体不自由者	<p>1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>
病弱者	<p>1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療(2)又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制(3)を必要とする程度のもの</p>

- 1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障がいを改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。
 - 2 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。
 - 3 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。
- * L D (学習障がい) A D H D (注意欠如・多動性障がい) 等の発達障がい、又は精神障がい (精神障がい者保健福祉手帳の交付者) については、上記の「障がいの程度」に該当しない。